

第六章 明治時代

第一節 諸制度の改革

一 行政機構の改廃

(一) 代官から在番へ

明治二年、太政官より「今般王政復古御維新に付御改正被仰出」、旧弊一洗し公平廉直の御仕置成り代官所を在番所と改め、上下の区別なく一般平民となす。五百年代始めて一統の世に帰したり。各々安堵すべし。」と告示された。

この決定は、同年三月下島した代官伊東仙太夫の名をもって告示した(代官記)。「沖永良部島沿革誌私稿(操垣勁編)」によると「明治二年己より代官は在番と改称す。」とあるので本島においても告示があつたものと推察される。

代官を「在番」、横目を「検事」、附役を「筆者」と改称し、島の大小によって大島を一等在番官、喜界島・徳之島・沖永良部島を二等在番官とし、官位は四等官とした。明治五年に検事は監督掛と改め、筆者は在番付属と改められた。在番以下の職員は次のとおりである。

在番 園田 四郎助
検事 野元 嘉納
筆者 津留 半蔵
同 村山 小四郎
(以上明治四年四月四日着任)

在番 田中 十太郎
監督掛 土橋 休之進
附属 尾上 平右衛門
(以上明治六年三月二十九日着任)
監督掛 川畑 莊介
巡察 武井 四郎太
附属 深見 源次郎
附役 上野 嘉右衛門
(以上明治六年三月二十六日着任)

(二) 大支庁および沖永良部支庁設置

「鹿児島県史」によると、県は明治七年十月大島に大支庁を設置、喜界島・徳之島・沖永良部島・与論島の四島に支庁をおくことを内務・大蔵両省に申請し、明治八年三月十五日許可され、同月県令大山綱良は大支庁や支庁設置のため、当該五島駐在の「諸役の儀今般都而引取申付」県官出張までの事務引き継ぎについて、次の処置をとるよう命じた。

- 一 是迄仮屋諸帳面等悉皆取纏メ切封之上戸長頭江格護可致事
- 一 臨時至急之儀到来之節者戸長中示談之上至当之取扱可致事
- 一 勸業之儀ハ不日官員出張之上今一層勸勵之旨趣可相達候得共其上戸長中厚ク致注意繁殖イタシ候様可説諭事
- 一 詰役仮屋之儀者嚴重切封イタシ立入可引取事

(中略)

- 一 戸長中之内何分相達候迄此口上県不相成事

これより先、明治七年の春大島の基俊良・伊東三和益、亀津の亀藤賢・沖永良部島の土持政照、喜界島の泉禎哉ら五人の郷士格で与人経験者たちは、県庁へ等外出仕を命ぜられて勤務し、明治八年各島に支庁が設置されたとき、それぞれ支庁勤務を命ぜられた。

支庁の権限は、互いに同等で県が直轄し、指揮監督はすべて県令が行った。これによって在番所役員をはじめ、与人以下の役員をすべて廃して、戸長・副戸長を置いた。

(名瀬市誌による)

明治八年四月十七日、鹿児島県少属小宮敬次郎、県掌大山源五郎の二人、徳之島を経て来島、翌十八日詰役引取方を令書をもって諭告し、十九日在番所(御座)を切封の上戸長にこれを預けた。

元禄四年代官詰所を設置せられて以来百八十四年の役所はここに廃せられ、詰役はその年五月二十六日をもって引き揚げをみたのである。(沖永良部誌)

支庁長以下職頭の着任を待つて、明治八年七月九日旧大仮屋を庁舎とし、沖永良部支庁が発足した(沖永良部島沿革誌私稿)。支庁職員は次の通りである(沖永良部

権大属（支庁長） 鮫島 中介
十五等出仕 伊藤 一作
等外一等出仕 有田 藤助
同 土持 政照

（右四氏共明治八年七月七日鹿児島島より沖繩を経て着任
権少属（支庁長） 伊集院 直二

等外二等出仕 大窪 矢七左衛門

（右明治九年四月十三日着任、鮫島・伊藤・有田の三人帰鹿）

等外三等出仕 操 坦裁（支庁詰）

（右明治九年七月五日沖永良部島戸長より転任）

支庁長二等属 福永 信治

九等属 関根 柳八

同 弘 道輔

雇 荒木 逸平

（以上明治十年九月着任）

支庁長二等属 西久保 紀林

（右明治十一年五月福永信治と更迭）

(三) 大島郡役所出張所

明治十二年四月八日、大島ならびに喜界島・徳之島・沖永良部島・与論島の五カ島をもつて大島郡となし、大隅国大島郡と称した。明治十二年四月各支庁を廃して郡役所を今の名瀬市金久に置き、各島には郡役所出張所を置いた。西久保支庁長以下は帰鹿し、沖永良部出張所詰職員左のとおり任命された。

郡長心得郡書記 向井 新兵衛

郡書記 土持 政照

同 操 坦裁

（明治十六年春向井新兵衛退職に付跡出張所詰左之通）

郡長心得郡書記 土持 政照

郡書記 操 坦裁

郡書記 沖 利貞（十五年拝命）

明治十六年秋大島郡役所出張所廃止、郡書記凡て大島在勤被仰付（沖永良部誌）

明治十八年十月大島郡役所廃止金久支庁開設。

右開庁式参列のため、戸長、沖島・沖・安藤、外に勸業委員三名人民総代二名出瀬せり。

後明治十九年島庁と名称変更。

(四) 島吏職制と島治機関の変遷

明治改革の後代官以下の職名については呼称の変更があつたが、藩政時代の統治機構には指もふれないまま放置されていたが（名瀬市誌）、島役人については明治六年十月「与人の儀戸長の改称にて定紋付可相用事」との令達によつて従前の与人三名を戸長とし、間切横目を副戸長とした。すなわち列記すれば左のとおりである。
（明治六年十月現在和泊戸長土政照「大蔵省御官員様御方へ書出留」による）

沖永良部戸長	土 政照
同	山 真粹憲
同	沖 蘇廷良
沖永良部副戸長	龍 嘉美座
同	陽 玉川
同	操 坦裁
同	佐賀基
同	曾 勲
同	川 廣

沖永良部支庁設置と同時に、正副戸長以下諸島役改正について、次のように令達された。

第二号

此節改正ニ付当島正副戸長人員都而令廢止

六月十二日 鹿児島県令大山綱良代理

七等出仕 右松 祐永

第四号

此節改正ニ付当嶋諸役々惣而廢シ更ニ正副戸長選舉之賦条各間切毎無洩目人民共見込之人品当月二十日限入礼封書ヲ以可差出此旨及布立候

但 封書之裏ニ姓名可相記且戸長ヨリ取束無遲滞大支庁へ可差出候

六月十二日 鹿児島県令大山綱良代理

七等出仕 右松 祐永

この令達によつて明治八年七月九日戸長を民選となし、一等副戸長より三等副戸長までを官庁から任命することとなった。これに伴い「黍横目以下諸役々令廢止候事。但功才以下在役之儀ハ従前ノ通り」とした。これによつて島吏職制の全般的改正をみたのである。

明治八年七月十六日戸長選挙の結果、沖島曾勲、操垣裁、沖蘇廷良の三氏が当選した。この時代においては財力のある者が当選するの弊を免れなかったのである。引き続き一等副戸長六名、二等副戸長九名、三等副戸長十八名を任命、各々三ヶ方へ配置された。明治九年七月五日、戸長操垣裁は鹿児島県等外三等出仕へ転任に付き後任は、時の一等副戸長撰玄碩が任ぜられた。

明治初期の方役所は、和泊方（一区）役所が和泊村東北端に、東方（二区）役所は芦清良東北端に、西方（三区）役所は上城村東端にあつたが、明治五年九月七日の大暴風により西方役所大破し、防風対策上同役所を田舎平（谷山）村に移転している。

明治十二年二月戸長事務所を戸長役場と改称。明治十三年六月戸長制を改め、大区制・小区制を廃止して戸数四百戸未満の村にも戸長を置くことになり、大島郡は村（部落）数に対して戸長がふえた。この改正で副戸長はすべて用係・筆生等の名儀に改められ、明治十七年四月用係・筆生・手伝人等の称のあつたものは用係の名称に統一された。

明治十三年八月十四日、戸長所轄全島十二分担役場敷

地および役場建築費は村の負担、俸給、旅費、小使給、筆墨薪等は県税支弁、官選戸長の下に用係一名配置、戸長および所轄は次のとおりである。

和泊方	
国頭役場	沖島 曾謙 国頭・西原・出花
和泊	沖 利有 和泊・和
手々知名	撰 玄碩 手々知名・喜美留
玉城	沖 利経 玉城・根折・畦布
内城	東 一元 内城・大城・皆川・古里
東方	
余多役場	操 垣勁 余多・上平川・下平川
芦清良	矢野 忠正 芦清良・黒貫・屋者
瀬利覚	本城 宗元 瀬利覚・知名
大津勘	町田 実矩 大津勘・徳時・屋子母
西方	
田皆役場	安藤 佳竹 田皆・正名・住吉
上城	市来 惟信 上城・下城・瀬名・永嶺
後蘭	甲 東生 後蘭・谷山・久志検・赤嶺
島吏職制（沖永良部島誌ほか）	
一 戸長	禄 拾石

島中の諸事務を総管し且つ部民撫育に注意すべし

一 一等副戸長 禄 四石

戸籍を担当し、犯罪者の下調、諸夫使い、其他戸長と曳合い、且戸長欠員等の時は代理たるべし

一 二等副戸長 禄 三石六斗

耕地手入れ扱い、製糖の総指揮、年貢曳き結び、其他堤防、橋梁、道路修繕、船出入等の事に関するべし

一 三等副戸長 禄 二石

砂糖仕登せ、諸上納物曳き結び、且毎村勘定向き取り扱いに関するべし

右条々堅可遵守尤任役一ヶ年ヲ以テ一期トシ、格別勤功衆賢アルモノハ、復一期ヲ増候条此旨相違候也

鹿児島県令 大山綱良（鹿児島県布達）

一等副戸長ハ間切横目ニ等シク、二等副戸長ハ黍横目及ビ津口横目ニ等シ、而シテ三等副戸長ハ毎村勘定ノ事ニ関シ、商社ト民間ノ金銭物品貸借上ノ計算ヲナス

全島三十六村において村の事務を処理する役目の功才と村の事に関する小使役の里之子（各無給、全島人頭割夫役免除）および功才と共に村の細事に関する取締一

名ないし二名置いていたが、明治八年功才を世話人に改め、明治十一年には総代二名置いて世話人、取締、総代により村々の細事を処理している。

なお、戸長の職務執行の要領については、次のような規定が残っている。（名瀬市誌）

鹿児島県規則便覧（明治十四年五月）町村事務

「戸長職務条」

（明治十二年十二月五日丙第一五一達）

第一条 戸長は毎町村又は数町村に一名を置くものとす

第二条 戸長は其町村民の公選にして郡長の具状に依り県令之を命ず

但郡長に於て職務不相当と認める時は其の旨を具状し県令の認可を得て更に公選することを得

第三条 戸長は県令又は郡長の命令を奉し行政事務に従事すること、其町村の理事者たること、と二様の性質の者にして郡長の監督するところたり

第四条 戸長に附属する用掛、筆生、手伝人等を雇うときは其族籍姓名年令及び給額等を詳にし郡長の許可を得戸長に於て申付くべし

第五条 戸長疾病事故に依り不在の節は用掛、筆生又

は手伝人を以て其職務を代理せしむることを得

第六条 戸長職務概目等に掲載の事務取扱諸費は地方

税により之を支給す、其町村限り又は数町村共

同の利害に係る諸費は其町村の協議を以て地価

戸数割等適宜の方法を設け之を支弁すべし

「職務取扱心得」

第七条 戸長職務概目の件々は勿論県庁又は郡役所よ

り臨時相達する諸取調事等期限を愆らざる

様精々注意し諸布達等人民に告示す可き事件は

遺漏なく町村内へ回示し趣意不了解の者之は懇

篤説諭に及ぶ可し

第八条 人民より県庁又は郡役所への願何等は別段の

成規あるものを除くの外総て奥書証印す可し若

し戸長別に所見あるものは意見書を附し県庁又

は郡役所へ開申し戸長限りの届書面不都合のお

それこれある分は一応説諭を加え修正せしむる

も妨げなしとするも其意見を変更するを得ず

第九条 戸長は掌管の事務に付ては他府県戸長へ文書

を往復することを得、然して時々郡長へ届出へ

し

「戸長職務取扱」

(手続明治十二年二月十八日乙第二十四号達)

第一 布告布達を町村内に示す事

(説明文略す。以下同じ)

第二 地租及諸税を取纏め上納する事

第三 戸籍之事

第四 徴兵下調之事

第五 地所・建物、船舶、質入の書入並に売買に奥書

加印の事

第六 地券台帳の事

第七 迷子、捨子、行旅病人、変死人其他事変あると

きは警察署に報告の事

第八 天災又は非常の難に遭い目下窮迫の者を具状す

ること

第九 孝子節婦其他篤行の者を具状する事

第十 町村の幼童就学勧誘の事

第十一 町村内の人民の印影簿を整理する事

第十二 諸帳簿保存管守の事

第十三 官費附属県費に係る河港道路、堤防橋梁其他

修繕保存すへき物に就き利害を具状する事

二 地租改正

(一) 地租改正の法的根拠 (天城町誌より)

地租改正上諭

明治六年七月二十八日上諭

朕思うに租税は国の大事、人民休戚の係る所なり。従
前その法一ならず寛苛輕重子を率いてその平を得ず。

よつて之を改正せんと欲し、乃ち所司の群議を採り、地
方官の衆論を尽し、内閣諸臣と弁論裁定し、これを公平
画一に帰せしめ、地租改正を頒布す。こい願わくは賦に
厚薄の弊なく、民に劳逸の偏なからしめん。王者奉行せ
よ。

地租改正条例 (明治六年七月二十八日第二七二号)

今般地租改正に付き旧来田畑貢納の法は、悉皆(すべ

て)相廢し、さらに地券調査相すみ次第、土地の代価に

したが、百分の三(税率のこと)を以て地租と相定む
べき旨仰せ出され候。改正の旨趣は別紙条例の通り相心
得べく、且つ従前官庁並びに郡村入費等地所に課し、取
り来り候分は総て地価に賦課致すべく、もつともその金
高は本税金の三カ一(三分の一)より超過すべからず候。

この旨布告候事

〔第一章〕 今般地租改正の儀は、容易ならざる事業
に付、實際に於て反覆審査の上調査致すべく、もつと土
地に寄り緩急難易の差別これあり、各地とも一時改正出
来がたきは勿論に付、必ずしも成功の速やかなるを要
せず、詳細整理の見据え相立候上は、大蔵省へ申立て、
允許(許可)を受けたる後、旧税法相廢し、新法施行い
たし候儀と相心得べきこと。但し、一管内悉皆(すべて)
整理これなく候とも、一郡一区調査すみの部分より施行
いたし苦しからず候こと。

〔第二章〕 地租改正施行相成り候上は、土地の原価
に従い、賦税(税金をかけること)致し候に付、たとえ
豊熟の年といえども、増税申しつけざるは勿論、違作の
年柄これあり候とも、減税の儀は一切相成らず候こと。

〔第三章〕 天災により地所変換致し候節は、実地点

検の上、損潰の原簿により、その年限り免税、又は起返の年限を定め、年季中無税たるべきこと。

〔第四章〕 地租改正の上は、田畑の称を廢し、総て耕地と相唱え、その余り牧場、山林、原野等の種類はその名目により何地と稱すべきこと。

〔第五章〕 家作これある一区の地は、自今総て、宅地と相唱うべきこと。

〔第六章〕 従前地租の儀は、自ら物品の税、家屋の税等混淆いたし居り候に付、改正に當っては判然区分し、地租は即ち地価の百分の一にも相定むべきの処、未だ物品等の諸税目興らざるにより、まず以て地価百分の三を税額に相定め候えども、今後茶、煙草、材木その他の物品税追々發行相成り、蔵入れ相増しその収入二百万円以上に至り候節は、地租改正相成り候土地に限り、その地租に右新税の増額を割合わせ、地租は終には百分の一に相成り候まで、漸次減小致すべき事。

〔第七章〕 地租改正相成り候までは、もとより旧法据置きのはずしに付、従前租税の甘苦により苦情等を申し立て候とも、格別偏重偏輕（不公平の意）のものにこれなき分は、一切取り上げこれなく候条、その旨相心得べき事。

偏重なからしめんとす。今また親しく稼穡（農業）の艱難を察し、深く休養の道を念う。さらに税類の減じて地価百分の二分五厘となさん。有司よろしく痛く歳出費用を節減して、もつて朕が意を贊（たすく）べし。

（二）地租改正の実施（名瀬市誌より）

明治六年、政府は地租改正条例を公布、直ちにこの事業に着手した。この改革は、明治維新の諸改革の中でも最も重要なものの一つであった。

その積極面としては、

- 1 江戸時代、各藩まちまちであった物納貢租を、全国一律の金納地租（明治六年、地価の百分の三、明治十年より地価の百分の二・五）に統一改編したこと。
 - 2 江戸時代における封建的領有制を廢止し、農民の土地占有権を所有権として確認したこと。
- 消極面としては、

- 1 封建的領有制内部で形成されつつあった地主的土地所有制には手をふれなかったこと。
- 2 当初の地租負担が、旧貢租とほとんどかわってないこと。

く、もつとも検見（現場を見て検査した）の地を、定免（正税の地の意）の地となし、その土地を余儀なき願により破免（税地としない意）等の儀は、すべて旧慣（古）からの習慣の意の通りたるべきこと。

〔第八章〕 地租改正後、売買の間、地価の割減（安くなる意）を生じ候とも、改正の年より五ヶ年の間は最初取り定め地価により收税すべきこと。

但し、地価昂（高）低を生じ候節は、券状裏面へその地方官に於て、朱書にて記しおき申すべきこと。右の通り相定め候、猶お詳細の儀は大蔵省より相達すべき事。

明治十年（一八七七）一月四日、第一号

今般地租の儀、別紙詔書の通り仰せ出され候については、明治十年より地価百分の二分五厘と定められ候条、此の旨布告候事

〔証書写〕

朕思うに、維新日浅く、中外多事、国用実（たか）に貧（たか）れず（数え切れぬ程多い）、而して兆民、なお疾苦の中にありて未だ富庶（資産のある意）の沢をこうむらざるをわれみ、さきに旧税法を改正して、地価百分の三となし、

である。

本県における地租改正がおくれたのも、今あげた積極面が、あのぼう大な士族の利害と相反したことに基因する。

この間の事情について、原口虎雄氏は「郷土史大系鹿兒島県」の中で次のように述べている。

「一方地租改正も藩政期の土地制度が複雑特異的であったことと、それが直接に士族の秩禄制度と関連をもつていたため容易に進行しなかつた。まず明治五年の田租石代金納も実施しなかつたので、都城や帖佐の農民所有地とされ、浮免・拘地に門高なみの賦課がかかるようになったことにも大不満があった。その上地租改正時の各郷区長・戸長はもとより私学校徒であつたから、このような方針の地租改正事業が進捗する筈がなく、西南戦争後明治十二・十四年の間に漸く解決がついたのである。」

西南の役後、直ちに県令岩村通俊は、これに関係のあつた県官から戸長に到るまで嚴重な処分をなした。これとあいまって、士族の敗戦による打撃が地租改正実施を可能にしたのである。

(三) 沖永良部における地租改正

(鹿兒島県史による)

明治十二年地租改正再着手を布達。地租改正事務局も、本県地租改正事務指導のため三人の官員を出張、一方、本県官吏から地租改正担当を任命し、各地に派遣した。沖永良部島には次の二名を派遣した。

十二年四月十四日九等属 関根柳助
十三年三月二十二日 " 上野吉徳

この掛員を長とし、県から若干名の随員を伴い、これに各方の正・副戸長が従い改正事業にあたったものと思われる。

「沖永良部島沿革誌私稿」に以下の記述がある。

地租改正の爲め来島せし官吏及雇人左之通
属官賦税方 小川一誠 上野吉徳

雇 吉田亘

雇丈量方 田中清三郎、田中彦七、重信某、伊地知季顕、高木泰蔵、平川某、鎌田円齊

右の内、田中清三郎以下六名は十三年一月十三日着島にて同年夏迄に全島丈量し終て、其続きに小川一誠

上野吉徳、吉田亘、五月十日着島にて、村位及土地等級地価地租率（地租は地価の百分の二・五）調定の上翌十四年三月帰庁せり。

そして、各耕地の所有権者（地租負担者）の決定地券発行となった。

地券について

「地券」とは、官から下付する土地所有の証書で、明治五年以後地租改正に伴い、政府が人民に交付して土地の所有権を証明した証券で地券状ともいう。所有者名、地目、反別、地価を記載し、またその税額をも記載し、官庁に地券台帳をおいて保存していた。これによって、土地の売買が自由になった。明治十九年（一八八六）登記法の制定によりその必要がなくなり、明治二十二年（一八八九）廃止した。

沖永良部にこの地券を大事に保管している人々がいるがそれは、明治二十二年に廃止になったときのものであると思われる。

この間、沖永良部において地租帳整理に関する訴訟が

発生しており「沖永良部誌」より転記する。

明治十四年地価帳整頓終了後、帳簿整頓者、中間賢八なるものあり、村と請負い賃の件につき大審院へ上告、弁護士は元田肇氏に依頼せしが遂に勝訴となり、十五年冬帳簿を受取り十六年春前三年間旧租仮納之處租全を以

て各納人分を清算せり。

改正地租の反別地価

総反別 五千四百八十六町壹反壹畝壹歩

地 価 參拾參万五百六拾五円九拾錢

地 租 八千貳百六拾四円拾五錢壹厘

内 訳

田 六百五十六町九反八畝九歩

畑 貳千八百六拾五町七反五畝五歩

宅 地 百四十七町八反六畝二十一歩

山 林 九十七町八反九畝拾五歩

林 三百八拾五町七反壹畝廿四歩

藪 二拾壹町三段五畝十七歩

柴 生 四百貳拾町貳反七畝七歩

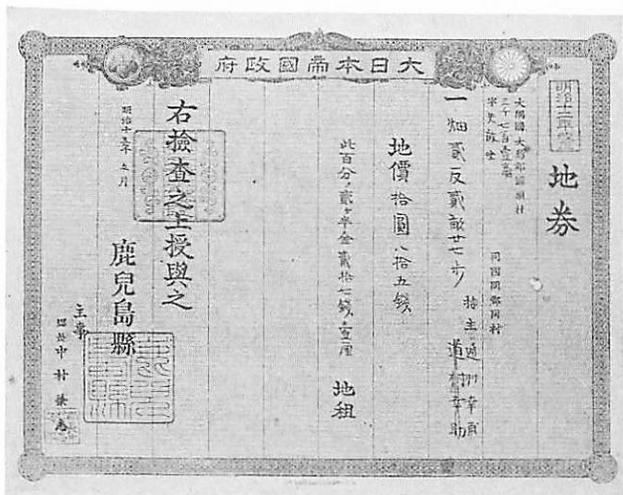
草 生 八百八十六町六反壹畝二十九歩

稻干場 參町六反四畝二十四歩

外に溜池

墓地

官有地 四百十九町九反五畝二十一歩



地檢（明治15年）

三 戸籍調査

染川史生

藩政時代には今日のような戸籍簿というものはなく、代官所備付の人口台帳による推定に止まっていた。寛永十一年（一六三四）より、幅三寸五分、縦五寸の木札に族籍・氏名・年齢・宗旨等を記載して、各自へ交付した宗門手札を以て、七年目毎に出生死亡を記入し、籍を加除する掟であったが、素より杜撰を免れなかった。明治六年に初めて正確な戸籍調査が行われ、爾後出生死亡の都度戸主より届け出を要し、同時に戸籍簿を加除して、漸く遺漏なきに至った。この調査は明治五年になすべき筈であったのを明治六年に実行したのであるが、明治五年に調査したことにして「壬申戸籍」と名づけられている。とにかく、これによって始めて島民は日本国民としての名譽ある国籍を有するに至ったのである。（大奄美史より）

「沖永良部島郷土史資料」によれば次のとおりである。「明治十一年七月より本県達示の戸籍調査規定に基き正副戸長各村現戸に付取調支庁官員にも不時出張同十月に至り調査済にて戸籍調簿二部を調整し一部は戸長所へ一部は支庁に納付す。全島本籍の者は総て平民籍の調査たり、但従前「膝生」と云者原籍なく雇人の名稱を以て只雇主の籍に而已記載ある分は、夫夫相料し今般同居等にて更に原籍を設候爾來総て戸長に於て成規之通加除することとす。

戸籍調査済の節の総計

戸数 二千二百老戸
人口 老万六千七百五十七人 寄留 (再掲)
男 八千百十九人 七十二人

「明治六年癸酉

小宮山少属

女 八千六百三十八人 三十人

明治十二年一月一日調

本籍戸数 貳千貳百老戸

人口 老万六千七百七拾貳人 寄留 (再掲)

男 八千四百四十五人 七十二人

女 八千六百二十七人 三十人

此総計毎年戸長より出す事とす。」

四 砂糖自由売買の允許

旧藩時代においては砂糖の勝手売買は許されず、生産糖は租糖の外ことごとく藩主から惣買上となり、もし他に密買する者があつたら死刑に処する厳法があつた。文政十二年（一八二九）砂糖惣買上の厳命が出てから明治六年自由売買の許されるまで、四十五年の間、島民は売買の自由を束縛されていたのである。

新政府が大蔵省通達第四十六号で、奄美地区砂糖の「勝手売買さし許し」を鹿児島を始め、全国府県に達したのは、明治六年（一八七三）三月十日である。

第四十六号

府 県

右兩人戸籍取調方として徳之島船より和泊港着島二十日餘滞在にて御用略手を付徳之島へ帰航尤与論島の儀は黍横目玖米村差渡両島共帳面取仕立の上副戸長陽玉川徳之島迄差渡御用着尾克為相済候事」

沖永良部島においても右兩人の指導によつて「壬申戸籍」を調整したものと思われる。

「沖永良部島郷土史資料」によれば次のとおりである。「明治十一年七月より本県達示の戸籍調査規定に基き正副戸長各村現戸に付取調支庁官員にも不時出張同十月に至り調査済にて戸籍調簿二部を調整し一部は戸長所へ一部は支庁に納付す。全島本籍の者は総て平民籍の調査たり、但従前「膝生」と云者原籍なく雇人の名稱を以て只雇主の籍に而已記載ある分は、夫夫相料し今般同居等にて更に原籍を設候爾來総て戸長に於て成規之通加除することとす。

別紙のとおり鹿児島県へ相達し候間、各地方において砂糖買うけたき望みの者は勝手次第渡島交易致すべきむね、心得のため人民へ触れ示すべき事

別 紙 鹿児島県

其県管下大島・喜界島・徳之島・沖永良部島・与論島の砂糖従前勝手売買さしとめこれある趣のところ、自今貢納定額のほか島民所得分勝手売買さしゆるし、内地商人どもと往来いたし広く営業致さし申すべき事

廃藩置県によつて大島郡の砂糖の帰趨がどうなるかは、戊辰戦争も終わり藩もなくなつて身分的経済的不安におびえている鹿児島士族にとつても、また利にさとい鹿児島島の商人にとつても大問題であり、そのため砂糖をめぐっているいろいろの動きがあつた。

県は、新政府がこういう処置にでるだろうことを察知し、また実質的には藩体制のくびきにつながれていた島民の無知と従順に乗じて、事前に独占商社を設立し、島民との契約という形式をふんで「勝手売買」の裏をかいたのである。そしてこの大蔵省通達についてはこれを隠して島民には知らせなかつたのである。

明治十年（一八七七）「大島商社」の独占に対する抵抗運動が大島島民によって組織され、その代表団が「勝手売買」の嘆願書を県に提出、丸田南里を中心とする「勝手世騒動」が持ち上がったが詳細は他の史書にゆずりた

五 金銭の使用許可

この事について、「名瀬市誌」には次のとおり記載されている。

「此御代（天保元年）ヨリ御仕向替島元惣御買入被仰渡、交易古取引、古未進一往差留」「二当亥（天保十年）春ヨリ銘々正余計糖之儀ハ、黍横目名前ニテ羽書ハシマル」（大島代官記）。以来、大島での使用は禁止された。

再び金銭の使用が許可されるまでには、幾多の変遷を見ることになる。まず明治六年秋「当島美地御見聞トシテ、権令大山綱良殿御三人御下島、（中略）金銭融通之儀被仰渡。」

その具体的方策の第一歩として次のような措置がと

た。

（明治四年十二月）金銭貨幣価位 大奄美史・知名町誌参照

当時の貨幣	旧銭換算
一円金花貨	十一貫五百文
半円銀貨	六貫二百五十文
二十銭銀貨	一貫五百文
十銭銀貨	一貫二百五十文
天保銭（後の八厘）	百文
四文銭（後の二厘）	二十四文
文久銭（後の一厘五毛）	十八文
銅銭（後の一厘）	十二文

このとき貸与された貨幣について、「沖永良部島郷土史資料」の中「社会由来記」には次のようにある。

「尚是（五万貫）を少額として、また、明治八年参拾四万貫（六千三百九十四円）を十年賦の恩供を蒙り、前年の五万貫を加へ人民に配当して貸与せり。明治七年の五万貫は之を社会資金に繰り入れ、明治八年の参

られた。

- 一 銅銭 十万貫文 大島
- 一 同 五万貫文 徳之島・沖永良部島・喜界島
- 一 同 二万貫文 与論島

右は去秋大島へ下島のみぎり貨幣融通之儀申渡置候処僻于今金貨行渡兼候段相聞得候付本行の員数無年限無利にて下渡候条毎戸無親疎配当致県下へ申渡置候直成を以て可致融通事

明治七年戊三月二十三日 大山権令

このことに関して「鹿児島県史」は次のように述べている。

「当初流通の為に下された銭貨は、琉球通宝のやうで、七年二月六日その価位を一般県地とは別に定め、小銅銭一枚に付代百十二文、文久銭一枚代百六十六文、青銅銭一枚代二百二十四文、銅銭一枚代四文とし、当時県内に銅銭が乏しかったので、特に五十日を限り商人等の大阪方面より銭貨を買下することを許し翌三月県は大蔵省に諸島の琉球通宝をその時価によつて通用許可の件を届けたが、大蔵省は之を許さず、四年十二月公布の旧銅貨品位の通りに通用せしめるよう指令し

拾四万貫（六千三百九十四円）については、当時の全島総戸数二千六百六十二戸を上・中・下の三等に区分し上家部は一戸一円五十銭宛中家部は一戸二円宛下家部は一戸三円宛とせり。右金銭受取の時の請書左の如し。

記

一金六千三百九十四円五厘三毛

今般御県治新裁之御制度に付従来の旧習を一洗し更に改正に着目し貨幣も一般同轍に融通致候様且厚き思召を以て島民為御救助年賦返上を以て本行の通り御下金相成奉拝受則毎戸へ配当仕候処難有御礼申出候間此段申上候也

明治八年乙亥七月

沖永良部島

戸長

沖蘇廷良

操坦裁

曾勲

大山鹿兒島県令殿

明治二十三年国会開設のため決算の必要より十ヶ年賦与の二十四万貫即ち六千三百九十四円は返納し五万貫は之を下渡として社会資金に加えたり。」

拝借金下付に当たって、県当局（支庁）は島民に対し金銭通用の便を知らせるとともに、特に次の二点に留意することを布達した。

- 1 産業をおこし民力をたくわえること。
「各好ノ品物ヲ勝手ニ買入候得共、日当金銭ハ天下ノ通宝タル旨モ相分候間、追々通融ノ道盛大ニ相開キ、次第ニ島民中ヨリ商法開店等相設候様可致注意」
「全島大基礎ノ目途ヲ三四五ヶ年ニハ一致ノ全力ヲ以尽汽船等ヲ浮べ諸湊へ航海商法之業相遂候様一涯勉勵非常改革ノ効驗相立候様奮テ注意可致事」

2 商人に欺かれぬこと

「既ニ金銭融通モ随分相開候哉ニ相聞候得共此機会ニ際シ商人共島民ヲ欺キ金銭引揚候テハ特別ヲ以莫大ノ拝借全モ全ク水泡ト相成訳ニテ」

右の布達にもかかわらず、「多クノ人々ハ、未ダ見タ事モナイ通貨ノ事ダカラ、之が使用ノ方法ヲ知ラズ、四、五年ノ間ハ通貨ヲ利用シテウマク利益ヲ計ルト云フ事ナドハ全ク知ラズ（碓山金次郎氏メモ）」という有り様であった。

六 平民への苗字許可

藩政時代から武士以外の平民には苗字を唱えることを許さなかった。しかし、農工商の者でも特に藩主が武士の士格を与えたら、苗字をつけることが許された。

薩摩藩では、奄美諸島には武士も郷土もおかず、勤功によつて（主として砂糖の多額献納による）郷土「格」を許し、一字苗字を許し、帯刀は許さなかった。しかし、太政官布告をもつて、明治二年（一八七〇）同八年（一八七五）全国の平民にも苗字をつけるよう、許可している。四民平等の建て前からである。その布告は次のようなものであった。

「平民苗字被_レ差許_一候旨明治三年九月布告候処、自今必ズ苗字相唱可_レ申、然シ祖先以来苗字不分明ノ向ハ新ニ苗字ヲ設ケ候様可_レ致、此旨布告候事。」

明治八年二月十三日 太政大臣 三条実美

前書之通太政官第二十二号ヲ以テ御達相成候此旨布告候也

明治八年八月二十二日 大島大支庁」

右の布告により奄美でも平民に苗字の使用が許可されたが、その際一字姓にする制限はなかったはずであるが、旧藩時代から苗字使用の郷土格にならつて、新たに苗字を設けた人たちも一字姓が多かつたようである。

この苗字をつけた当時は、百姓は文盲が多く苗字をつける術を知らず、読書のできる島役人たちを頼んでつけてもらったようである。それも学問的につけたもの、出まかせにつけられたものと思われるものなど千差万別である。

明治六年に戸籍簿を調製しているが、平民には苗字の使用が許されておらず、明治八年上下ともに苗字の使用を許されたが、苗字を設けていない者が相当あつたらしく、明治十一年六月「本島人民苗字なき者許多あり、各速かに苗字を用いる事」と説諭している。

七 太陽暦実施（明治六年）

改暦の詔

朕惟フニ我邦通行ノ曆太陰ノ盈虧ヲ以テ月ヲ立ツ故ニ太陽ノ躔度ニ合ワズ是ヲ以テ二三年毎ニ閏月ヲ置カザ

ルヲ得ズ閏月ノ前後季節ニ早晩アリ寒暑ニ遅速アリ終ニ推歩ノ差謬ヲナスニ至ル陽曆ノ如キハ即チ然ラズ太陽ノ躔ニ從フテ月ヲ立ツ故ニ日子ノ差アリト雖モ年ハ即チ季節早晩ノ惑ヒナシ四歳以テ一日ノ潤ヲ置ク之ヲ彼陰曆ニ比スレバ其精粗固ヨリ辨ヲ待タザル也今ヨリ以往陰曆ヲ廢シ陽曆ヲ行フ諸僚有司其此旨ヲ体セヨ

右により、明治五年十二月三日（太陰曆）をもつて明治六年一月一日（太陽曆）に改められた。

役場・学校・諸官公署においては太陽曆を、一般家庭においては太陰曆をあわせて用い、完全に太陽曆に移つたのは、大平洋戦争後であり、改暦が行われてから約百年も経過してのことである。

八 徴兵制実施

就学、納税、徴兵は国民の三大義務といわれ、明治当初の諸制度改革の中心をなすものである。その中で、善かれあしかれ農民生活に大きな影響を及ぼした徴兵制度に関する資料はきわめて少ない。「天城町誌」には詳しく郡内の様子についても記録されているので、同誌を参

考にして述べてみたい。

慶応三年（一八六七）、徳川慶喜が大政奉還した当時、二百六十七の藩主たちが兵馬の実権をにぎっていた。當時士分階級は全国で四十万といわれている。これらは皆藩主の私兵であった。

明治五年十一月初めて徴兵令を制定公布した。徴兵令は、国民皆兵とし、士族の常識であった兵事を、四民平等の上から農・工・商人たちにまで及んだのである。

その要点は、男子二十歳に至ればみな兵籍に編入し、さらにそのうちより徴集して陸海両軍に入れ、三年の常備軍四年の後備軍として前後七年の兵役に服せしむるという制度である。

この徴兵令は公布とともに天皇が詔勅を出し、太政官から告諭なるものを出した。告諭の要旨をみると、「我が朝上古の制、海内あげて兵ならざるはなし、有事の日、天子これが元帥となり、丁壮兵役にたゆるものを募り、服せざるを制す。役を解き家に帰れば農なり工たり、また商売なり。（中略）そもそも国あれば必ず兵あり、民みな兵に就く。故に西人これを称して血税とす。その生血を以て国に報ずるいわれなり。（以下略）」とある。徴

兵令は、徴兵をもって「血税となし、生血を以て国に報ずる」と誤解されたが、明治五年（一八七二）の徴兵告諭では「世襲座食の士は其の禄を減じ、刀剣を脱するを許し、四民ようやく自由の権を得せしめんとす。これ上下を平均し、人權を齊一にする道にして、則ち兵農を合一にする基いなり」と書いてある。

徴兵反対というのは、「生血を以て国に報ずる」の誤解よりも、一家助け合つて互いにガツガツの暮らしを立てている庶民にとっては、働き手の壮丁を兵として徴集されることは、生計の破滅をも意味したから、護国の権利などと喜んでおれなかつたのである。

明治十三年全国において徴兵忌避のために逃亡失そうした者は一万三百六十人に達しており、これはその年の徴兵者の数と同じだったという記録がある。このような逃亡失そう者の戸主または家族は「本年徴兵失踪届」を戸長役場に出す。たいてい親子しめし合わせて出稼ぎにやつたようである。しかし、このように徴兵忌避と見られる者に対しては、欠席裁判によって「一ヶ月ないし一年間の重禁固または抽せんなしの緊急徴集、または三円ないし三十円以下の罰金刑」が言い渡され、戸主または

家族が代納することになっていた。

明治二十二年（一八八九）陸軍省第三回統計年報によると、二十歳に達した壮丁数は三十万九千二百三十四人で徴兵逃亡不参加者は三万五千九百四十人で大体十パーセントとなっている。

明治時代は徴兵規則もしばしば改正されたが、つぎのような者に対しては兵役を免除した。

- 一 身長五尺一寸（一五七センチ）未満の者
 - 二 病氣、不具者
 - 三 官省府県奉職者
 - 四 陸海軍生徒
 - 五 大学専門学校生徒洋行者
 - 六 戸主
 - 七 嗣子または継祖の孫
 - 八 ひとりっ子、ひとり孫
 - 九 徒刑者
 - 十 養子
 - 十一 兄弟が在役中
- 家族制度の家を守るため、戸主またはそれに準ずる者を免除しているばかりか、資産家は代人料として三百六

十円納めると、兵役の義務を免除する規定があったから、徴兵されるのは貧乏人が多かった。

徴兵令によつて鹿児島県は、第六軍管区熊本鎮台管下に属した。西郷隆盛らの動乱もあつて、薩摩大隅関係の明治十年（一八八七）と十一年度の両年分を、十一年に一括し常備軍に徴集した者二百九十七人で県本土側合計五百四人となっている。

また、熊毛郡、馭謨郡（ども屋久島）の二郡は航海不便のため明治十二年に延期された。大島郡は明治十二年度から始まったが、喜界島、徳之島、沖永良部、与論四島は交通事情で検査に間に合わなかつた。

明治十三年度分の検査があり、熊毛、ども（屋久島）両郡は明治十年度以下の四年分を一括検査し、大島本島は十三年度分、喜界、徳之島、与論三島は十二、十三年度分九百十三人を徴集した。この年沖永良部島は検査の期に遅れて翌年回しとなった。

このことについて「沖永良部誌」には、「明治十七年四月、明治十四年より同十七年に至る四ヶ年分の壮丁二百六十四名を安藤戸長南洋丸にて大島島庁へ引率、安藤（佳竹）戸長は抽籤の為上鹿七月初帰島せり。」とあり、

検査が順調にいかなかった事を物語っている。

また、「沖永良部島郷土史資料」の操垣勁編「沿革誌私稿」には次のように誌されている。

「明治十七年申四月、徴兵適齢者受検大島出頭の始めなり、最も明治十四年より十七年まで四年分検丁二百六拾四名なり。

明治十八年四月、徴兵和村大吉政宜志、畦布村森里宜志入営のため出発、本島人入営の嚆矢。

明治十九年、徳之島亀津に於て徴兵検査あり、七月二十八日百二十四名渡航の処、徴兵官遅着八月二十一日受検済まししも風波の為九月十五日帰着。」

沖永良部支庁長西久保紀林編「沖永良部諸事改正令達摘要録」によれば、次のとおりである。

「徴兵調、国民軍調之事として、

一 明治十二年全島徴兵適齢之者、規則に基き取調候処百四十五名内就役の者三十一名免役相当の者百拾四名各名簿調理し、十二年十月二十日より本県へ通送す。
一 明治十一年分の国民軍式千九百七十一名、同じく十二年の分国民軍参千拾名、名簿調理し前同時に本県へ通送す。右は毎年於戸長凡十月央迄に取調差出さ

ざれば隔遠の地本県到達遷延に付、其辺戸長等注意し且国民軍名簿は時々加除する事とす。」

「明治十一年十二月中国人民へ説諭ヶ条

一 男子満二十才に及ぶ者は毎年徴兵に出る事を心得べし。此徴兵は全国一般二十才の者は差別なく出る御規則にて、所謂男子に生れたる役目なり、尤も戸主と嫡子と廢疾者と体尺短き者等は徴兵に不及、然して徴兵と云う者は内地に至り兵隊を三ヶ年間勤むるなり、其往返の旅費並兵役中は衣服食用其外一切被相与美しき家屋に住居す、其兵役終れば又旧の如く島に帰りて家業をする云々。

一 長男を分家さす風習も有之趣、長男は決して分家させず本家を相続して両親の養育をなすべし。二男三男弟の如きは分家致さするも本年より徴兵満期の後にあらざれば分家等決して不相叶云々。(後略) (天城誌)より)

明治十二年十月徴兵令改正され、予備軍が設けられ十二年二月には普通の現役志願兵制および中等学校以上卒業者のため一年現役志願兵制度が設けられた。

また徴兵令は明治二十二年一月改正され、現役は陸軍

三年、海軍四年、予備役は陸軍四年、海軍三年、後備役五年と期間が十二年となり、昭和二年三月から改正されて「兵役法」となった。

九 郵便事業開始

明治四年三月一日から郵便法が公布され、明治五年から鹿児島市に郵便取扱所が設けられて官公庁だけの信書の取り扱いをしたが、翌六年には一般の信書も取り扱うようになった。

沖永良部島における郵便事業開始にあたっての通達文が、「沖永良部島郷土史資料」に次のように記載されている。

「郵便設置之事

明治十一年の春本島和泊、伊延の両所へ郵便局設置、本県との往復も可相開決議にて郵便取扱役の人選其他筋伺之後、同年七月本県郵便掛官員線路取調券々出張之節、和泊伊延五等郵便取扱役兩名辞令の書携来支庁に於て之を渡し然して同官員協議差向き仮設致置其後本開許の義更に本県より達あり、爾来其方法を以て往

復す。但商店の便船等ある時其便に托すは實際不得止事とす、又伊延と和泊間は設置以来書状の往復一も無之無用の義に付追て改正の見込あり。
郵便局開設の達其他左に

沖永良部支庁長

管下与論島始め三島に郵便局開設郵便往復別紙方法書の通被相定候条其旨相心得べく尤仕立船入費之儀は本年九月往二百五十四号達之通可相心得此段相達候也

岩村県令代理渡辺大書記官

明治十一年十一月一日

鹿児島県管下与論島、沖永良部島同郵便局を新置し琉球国那覇を経て国頭より線路を接続し内地より該島へ達すべき郵便物は汽船便を以て那覇港郵便局に送達し該局国頭間は従来の方法を以て通送し、国頭、与論島間及与論、沖永良部島往復左之通り。

一 国頭、与論島間線路

国頭に於ては郵便汽船にて到達したる与論、沖永良部島への郵便物到着せば直に与論島へ仕立船を発し瀬利覚村郵便局に至り郵便物請渡取計帰局の事
但凡月一回の積り

一 与論、沖永良部島間線路

与論島瀬利覚村に於ては国頭より郵便物到着せば沖永良部島へ達すべき郵便物を区別し直に仕立船を發し和泊郵便局に至り郵便物請渡帰局の事

一 沖永良部和泊、伊延間線路

和泊に於ては毎一の日午前六時郵便脚夫を仕出し伊延港に至り郵便物請渡取計帰局の事
右之通

往等二百五十四号、沖永良部支庁

該島へ郵便往復之儀に付先般掛官員巡回往復方法等協議之末其筋へ申牒中に有之候処右回送船之儀其地へ月一回航海賃に限り本庁費を以爲仕払候条一時予備金之内より繰替追て仕払方可申立其他臨時仕立船等は其定額内より可仕払儀と可相心得將又該船賃之儀は航海之都合に因り時々増減可有之と雖も予而制限相立通常之願可屈出此旨相達候事

鹿児島県令岩村通俊代理

鹿児島県大書記官渡辺千秋

明治十一年九月十三日

「沖永良部島郷土史資料」には以上のとおり通達ばかり記してあり難解であるので「名瀬市誌」によつてわかりやすく再録する。

「明治十一年和泊・伊延に五等郵便取扱所が設置され和泊局は三月三十日業務を開始した。郵便物を送る路線は、各島に拠点を置いてそこに送ると次はどこへ送るという順序が決まっていた。沖永良部に至る路線は次の通りである。すなわち、沖繩經由がそれである。

那覇線は鹿児島から汽船で那覇港郵便局へ直行、那覇から国頭間は従前の方法（飛脚を使うのか）で遞送、国頭からは、船を仕立て与論島瀬利覚村郵便局へ。ここで沖永良部島行き郵便物を区別して再び船を仕立て和泊郵便局へ。そして、ここでは本土行き郵便物をもらつて逆に送り届けて行く。これはおおよそ月一回の予定であった。和泊から伊延には毎一日（一、十一、二十一日）の午前六時に郵便脚夫を出して、伊延港まで行き郵便物を受け取つてくる。

回送船の運賃は月一回航海費だけ本庁費で支払うが臨時便はその定額内で支払へと通達している。

明治十一年の春、和泊・伊延に郵便局を設置した。県

との往復（本土との郵便往復）も決議し、郵便取扱役の人選とそれぞれの関係機関に伺いを立てた。同年七月島の駅通掛官員が線路（郵便物を送り届ける順序）を調査に出張してきたとき、和泊・伊延五等郵便取扱役二人の辞令を持つてきたので支庁（沖永良部島支庁）で渡した。

その後、仮郵便局を設置、本免許が降りて開設した。本土との往復に商店の便船を使うのもやむを得ないこととして使っている。また、伊延・和泊間は設置以来書状が一通もないので無用だから改正する見込みであるとしているので、開設当初は本土との郵便、県庁などの公文書が中心で島内村民同志の郵便はなかったようである。

貯金・為替・小包については、和泊局は明治十一年六月十五日、内外国通常為替並びに貯金事務開始（沖永良部島史）となっているが、局側の記録によると、明治十九年六月十五日、為替貯金及び外国通常為替業務開始となっている。それまでは郵便物のみの取り扱ひだったものと思われる。和泊局では、同年七月一日から内国小包引き受けおよび配達業務が開始されている。なお、知名郵便局は明治二十九年十二月一日創立、三十年七月一日から小包、三十二年三月一日貯金、同年十二月十六日

為替と順次発展している。

電信については、台湾線架設の際に、徳之島、沖永良部島への支線架設を請願し、明治三十年七月七日沖繩丸来津、三十年九月一日亀津和泊間海底電信線路開通、明治三十一年十月十六日和泊局では電信為替事務開始、明治四十年六月二日、沖永良部島と亀津との水路便を開設、玉城次良が一カ月三円で一往復請負う島内通送手を置いた。「徳之島郷土研究会報一号」

明治四十一年、和泊・知名郵便局間電話開通。

明治四十三年三月、和泊局では、年金、恩給支給事務開始。

和泊局では大正四年三月一日国庫金事務開始（沖永良部島誌）となっているが、局側の記録では一月からとなっている。

大正五年十月一日、簡易生命保険事務開始。

大正十一年八月十二日、知名、与論間無線電信開始。

（以下省略）